

議案第18号

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月2日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

墨田区建築審査会条例（昭和58年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「に基づいて」を「（他の法令において準用する場合を含む。）により」に改め、同項第2号中「の規定に基づいて」を「（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」に改める。

第5条中「必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は」を「意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出若しくは」に改める。

第6条中「の規定に基づき」を「（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」に、「除くほか」を「除き」に改める。

第7条第2項中「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正により、要除却認定マンションの建替えに係る容積率制限の緩和の許可に関し建築審査会が同意等を行うこととされたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。